【新 Quick　Master　民法Ⅱ［第 8.5 版］　訂正表】2020 年 04 月 22 日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	備考
27	表	５行目	債権者が催告を受けた時（民法 412 条３項）	債務者が催告を受けた時（民法 412 条３項）	2020/04/22 訂正
83	問題 21	肢１ ３行目	②債務者自身への直接の引渡しを求めることもできる（民法 423 条の 3）	②債務者自身への直接の支払いを求めることもできる（民法 423 条の 3 前段）	2020/04/22 訂正
142	問題 40	肢４ １行目	指名債権の二重譲渡において	債権の二重譲渡において	2019/12/11 訂正
143	問題 40	肢４ １行目	指名債権の二重譲渡があった	債権の二重譲渡があった	2019/12/11 訂正
168	問題 49	肢ア １行目	債務が悪意による	損害賠償の債務が悪意による	2020/04/22 訂正
169	問題 49	肢ア １行目	債務が悪意による	損害賠償の債務が悪意による	2020/04/22 訂正
200	問題 57	問題文 ２行目	（特別区 2014）	（特別区 2014 改題）	2019/05/14 訂正
200	問題 57	肢３ ２行目	時効の中断は	時効の完成猶予及び更新は	2019/05/14 訂正
226	必修問題	問題文 １行目	指名債権譲渡に関する	債権譲渡に関する	2019/12/11 訂正
226	必修問題	問題文 ２行目	（裁事 2003）	（裁事 2003 改題）	2019/12/11 訂正
280	章末 CHECK	Ｑ２ ２行目	給付を要件として成立する	給付を必要とする	2019/05/14 訂正
421	章末 CHECK	Ａ４ １行目	×	○	2019/05/14 訂正
431	問題 120	肢２ １行目	賠償義務が軽減され	注意義務が軽減され	2020/04/22 訂正
474	問題 135	肢２	２：ウ，オ	２：ウ	2019/12/11 訂正
477	問題 136	肢３ １行目	慰謝料請求が認められる	慰謝料請求権が認められる	2020/04/22 訂正
587	(2) 特別養子縁組の要件	４行目	また，自然な家庭環境をつくるために，養子は原則として６歳未満でなければなりません（民法 817 条の 5 本文）。	また，養子は原則として 15 歳未満でなければなりません（民法 817 条の 5 第 1 項本文。2019〔令和元〕年改正）。	2020/04/22 訂正
594	問題 173	問題文 ２行目	（国Ⅰ2007）	（国Ⅰ2007 改題）	2020/04/22 訂正

594	問題 173	肢ウ	特別養子となる者は，特別養子縁組に係る審判請求の時に6 歳に達していないことが必要であるが，その者が 8 歳未満であり，かつ，6 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されているときにも特別養子となることができる。	特別養子となる者は，特別養子縁組に係る審判請求の時に15 歳に達していないことが必要であるが，その者が 18 歳未満であり，かつ，15 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において，15 歳に達するまでに当該請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときにも，本人が同意すれば特別養子となることができる。	2020/04/22 訂正
595	問題 173	肢ウ	特別養子となる者は，家庭裁判所に対する縁組の請求（817 条の 2）の時に 6 歳未満でなければならない（民法 817 条の 5 本文）。ただし，6 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されてきたときは，6 歳を超えても 8 歳未満であれば特別養子縁組が認められる（同条但書）。養子縁組における実親との法的親子関係の断絶（記述アの解説参照）および養親との間の心理的親子関係の形成への期待を考えると，子が幼少であることが望ましいからである。	特別養子となる者の年齢は，これまで，縁組の請求（審判の申立て）時に 6 歳未満（6 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていた子については 8 歳未満）でなければならないとされていた。しかし，特別養子制度の利用を促進するため，2019（令和元）年改正により対象年齢が引き上げられた。すなわち，特別養子となる者の年齢は，①縁組の請求時に 15 歳未満，②縁組成立時に 18 歳未満でなければならない（民法 817 条の 5 第 1 項）。ただし，15 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていた場合において，15 歳に達するまでに縁組の請求がされなかったことについてやむをえない事由があるときには，①の制限は適用されないが（同条 2 項），養子となる者の同意が必要となる（同条 3 項）。	2020/04/22 訂正

587	問題 174	肢３	特別養子縁組における養子は，家庭裁判所に対する縁組の請求時に 6 歳未満でなければならない（民法 817 条の 5 本文）。ただし，6 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていたときは，6 歳を超えても 8 歳未満であれば縁組が認められる（同条但書）。原則として養子が 6 歳未満であることを要件としたのは，未成熟の子を実子と同じように養育するのが特別養子制度の趣旨だからである。	特別養子となる者の年齢は，これまで，縁組の請求（審判の申立て）時に 6 歳未満（6 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていた子については 8 歳未満）でなければならないとされていた。しかし，特別養子制度の利用を促進するため，2019（令和元）年改正により対象年齢が引き上げられた。すなわち，特別養子となる者の年齢は，①縁組の請求時に 15 歳未満，②縁組成立時に 18 歳未満でなければならない（民法 817 条の 5 第 1 項）。ただし，15 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていた場合において，15 歳に達するまでに縁組の請求がされなかったことについてやむをえない事由があるときには，①の制限は適用されないが（同条 2 項），養子となる者の同意が必要となる（同条 3 項）。	2020/04/22 訂正

※「掲載日」は，上掲訂正情報がＬＥＣ公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』(http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/)に掲載された日付です。